

平成 29 年度 一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条は、「市町村は一般廃棄物の処理に関する計画を定め、それに基づいて収集・運搬・処分をしなければならない」と規定しています。その規定に基づき、標記のとおり「平成 29 年度一般廃棄物処理実施計画」を策定しました。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3. 計画区域

匝瑳市	全域
多古町	全域
横芝光町	篠本、篠本根切、新井、宝米、市野原、二又、小川台、台、傍士戸、富下、虫生、小田部、母子、芝崎、芝崎南、宮川、谷中、目篠、上原、原方、木戸、尾垂イ、尾垂ロ

4. ごみ排出予定量

(単位：t)

区分	分類	匝瑳市	多古町	横芝光町
家庭ごみ	可燃ごみ	4,416	1,538	1,170
	不燃ごみ	1,135	310	269
	粗大ごみ	7	2	4
	資源ごみ	702	371	249
	合計	6,260	2,221	1,692
事業ごみ	可燃ごみ	2,699	731	208
	不燃ごみ	538	122	180
	粗大ごみ	0	0	0
	資源ごみ	31	8	2
	合計	3,268	861	390
合計		9,528	3,082	2,082

5. 処理の主体

廃棄物の種類		区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
		家庭系	事業系			
ごみ	家庭系	可燃ごみ	委託・直接搬入	匝瑳市ほか二町 環境衛生組合	松山清掃工場	匝瑳市ほか二町 環境衛生組合 一般廃棄物 最終処分場
		資源ごみ				
		不燃ごみ				
		粗大ごみ				
	事業系	可燃ごみ	許可・直接搬入			
		資源ごみ				
		不燃ごみ				
		粗大ごみ				

6. 許可業者

業者名	許可区域
トソーメンテナンス(有)	匝瑳市・多古町・横芝光町
(株)トソーエンバイテック	
(株)現代興業	
東起クリーンサービス(有)	
ときわ陸送(有)	
(有)和光商事	
(株)五十嵐商会	
(有)エーエムティー	
(有)アースクリーンサービス	
(有)現代リサイクル	
共同リサイクル(株)	
(有)榊原商店	多古町

平成28年度の一般廃棄物の発生量に対し、許可業者数は充足しており、既許可業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、平成29年度の一般廃棄物収集運搬業の新規の許可は、行わない。ただし、ごみの減量化、資源化を目的として収集運搬業を行う場合又は松山清掃工場での処理が困難な廃棄物を収集運搬する場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する。

※平成29年3月31日時点で、匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合は、従前のとおり、更新の申請ができます。

7 収集・運搬計画

(1) ごみ収集 (ごみステーション)

- ・可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみは指定のごみ袋を必ず使用し、次表のとおり分別して排出する。
- ・資源ごみである紙類は、種類ごとに片手で持てる程度に紐で縛り「資源ごみシール」を貼り付ける。
- ・収集日当日の朝8時までに、決められたごみステーションに排出する。
- ・指定ごみ袋を使用していないものや、ごみの分別が適切に行われていないものは収集しない。(黄色の貼り紙で問題を指摘する。)

区分		対象物	収集場所	収集回数	指定袋代等
可燃ごみ		板・枝葉、生ごみ、てんぷら油、貝殻、くつペット砂、クーラーボックス、使い捨てライターラップ、アルミホイル、ビデオテープ、CD紙おむつ、カイロ、プラスチックおもちゃ等	ごみステーション	週2回	大：40円/枚 小：20円/枚
不燃ごみ		セトモノ類 (カップ、茶碗、皿、花ビン、鉢) 化粧品のビン (乳白色製のもの) 家電製品 (電気釜、ラジカセ、掃除機) 有害ごみ (鏡、蛍光灯、電球、乾電池)		月2回	40円/枚
資源ごみ	ビン類	酒・ジュースビン等		月2回	大：20円/枚 小：10円/枚
	缶類	アルミ・スチール・缶詰の缶及びフタ・茶ミルク・菓子類・スプレー缶等			
	ガラス類	割れたガラス等			
	金属類	フライパン、なべ、やかん、針金のハンガー 金属のキャップ、カサ (布・ビニールは可燃ごみへ)			
	プラスチック容器類	洗剤・シャンプーボトル、カップ麺パック等			
	ペットボトル	しょう油用容器 (ペットボトルマークのあるもの) 等			
	衣類	古着類等			
紙類	飲料パック、新聞、段ボール、雑誌・書籍 紙袋・菓子袋・紙製容器類等				

(2) 直接搬入

区分	対象物	手数料
粗大ごみ	ソファー、自転車、タンス、カーペット マットレス、ストーブ、布団類等	400円/100kg
事業所から排出されるごみで自ら組合の施設に搬入した場合		400円/100kg
組合で収集運搬業の許可をした事業者が組合の施設に搬入した場合		150円/10kg

・粗大ごみ特別収集（戸別収集）

1. 収集日 毎週水曜日
2. 収集料金 基本料金 2,000円+400円/100kg毎

- ・一般家庭で日常生活から出るものに限る。
- ・事前に申し込みが必要。
- ・1回の収集量は2 t 車1台分まで。
- ・指定袋に入るごみは、収集しない。
- ・トタンなどは必ず束ねる。
- ・車両に積みやすいように、外へまとめて出しておく。
- ・その場で代金の徴収を行うので、立会いが必要。

(3) 出してはいけないごみ

- ・以下のごみは、ごみステーションへの排出及び直接搬入を受け付けない。

<ul style="list-style-type: none"> ・廃油、揮発油 ・建築廃材 ・タイヤ ・バッテリー ・ガスボンベ ・医療廃棄物 ・パソコン ・消火器 ・事業系発砲スチロール ・農機具等 ・農薬 ・ペンキ 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂 ・石 ・オートバイ ・コンクリート ・かわら ・燃えがら ・汚泥 ・廃アルカリ ・廃酸 ・家屋の解体 ・灰 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他産業廃棄物
--	---	---

8. 中間処理計画

施設の名称		松山清掃工場		
項目				
施設概要	所在地	千葉県匝瑳市松山107番地		
	形式	准連続燃焼式 流動床炉		
	能力	80 t / 日 (40 t / 16h × 2炉)		
搬入者別及び廃棄物の種類別搬入量	搬入者	廃棄物の種類	焼却量 (t)	
	委託業者	可燃ごみ	7,684	
	許可業者	可燃ごみ	2,051	
	直接搬入	可燃ごみ	1,925	
	破碎可燃	可燃ごみ	2,474	
	可燃残渣	可燃ごみ	94	
		計	14,228	
残渣等の処分	焼却灰(リサイクル) 茨城県鹿嶋市光4番地 中央電気工業(株) (500t) 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1 ソネイシカムテックス埼玉(株) (400t) 焼却残渣(埋立) 匝瑳市松山114-3 匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場 (371t)			

9. 最終処分計画

施設の名称		匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物最終処分場		
項目				
施設概要	所在地	千葉県匝瑳市松山114-3番地		
	処分場面積	14,599 m ²		
	処分地面積	14,000 m ²		
	処分地容量	116,388 m ³		
廃棄物の種類別埋立量	廃棄物の種類	埋立量 (t)		
	不燃ごみ	371		
	焼却残渣	371		
	計	742		

10. 排出抑制・資源化計画

(1) ごみの減量化・資源化の推進

方針	施策	対象	施策の内容
発生・排出抑制	ものを長く使う	住民	<ul style="list-style-type: none"> ものを長持ちさせ、可能なものは修理して使い、発生させない。 使い捨て商品の利用を自粛する。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資材や事務用品等は無駄を排除し、効率的な計画を立てて購入する。 使い捨て商品の販売を自粛する。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 施策がスムーズに実施されるように、住民や事業者に対して積極的に啓発を行う。
	包装ごみを減らす	住民	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ等を持参し、レジ袋の削減に努める。 過剰包装を断り、簡易包装の製品を選択する。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋削減のための有料化や、マイバッグ持参の特典を付与する。 過剰包装の抑制と、簡易包装の推進を図る。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にマイバッグ持参運動について広報紙やポスターホームページ等を活用し呼びかける。
	生ごみを減らす	住民	<ul style="list-style-type: none"> 食品は使い切り、食べ残しを減らす。 生ごみは捨てる際には水切りを実施する。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> 製造・販売における余剰食品の減量に努める。 外食産業における食べ残し対策等の食品廃棄物の抑制に努める。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理機設置の補助事業を推進し、住民や事業者に対して効果的に周知を図る。

方針	施策	対象	施策の内容
再使用	用途を変えて使う	住民	<ul style="list-style-type: none"> 捨てる前に、まだ使えないか、他の用途に使えないかを考える。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内で、他の用途に使えるものを再使用する。 再使用しやすい製品の販売・開発に努める。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 施策がスムーズに実施されるように、住民や事業者に対して積極的に啓発を行う。
	リターナブル容器を使う	住民	<ul style="list-style-type: none"> リターナブル（回収再利用）容器を使用した製品の利用に努める。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> リターナブル（回収再利用）製品の開発・販売や普及拡大に努める。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 施策がスムーズに実施されるように、住民や事業者に対して積極的に啓発を行う。
	レンタル・リースを活用する	住民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で使わないものは、バザー等に出し、ごみにしない。 用途に合わせて、衣類・家電などのレンタル・リース品を活用する。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> レンタル・リース品の活用に努める。 消費者向けのレンタル・リース品を提供する。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> 住民や事業所に広報、ポスター等で効果的な周知を図る。

方針	施策	対象	施策の内容
再生利用	資源ごみを分別する	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・分別排出を徹底し、資源ごみは必ず分別する。 ・スーパー等の回収ボックスを利用し、リサイクル製品の回収に協力する。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収業者・許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図る。 ・余剰資材を有効利用する。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な分別種類の見直しを行う。 ・集団回収の実施を支援する。
	リサイクルを進める	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品の購入・利用促進に努める。 ・家電リサイクル法等に定められた方法によるリサイクルの促進に努める。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品の使用・製造・販売促進に努める。 ・家電リサイクル法等に定められた方法によるリサイクルの促進に努める。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙等の再生品を率先して使用する。 ・「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき家電4品目とパソコンを排出者が自らリサイクルするように案内する。
	生ごみを資源化する	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の利用等により、生ごみの減量・資源化を図る。
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の利用等により、生ごみの減量・資源化を図り食品リサイクル法に対応する。
		市町	<ul style="list-style-type: none"> ・施行がスムーズに実施されるように、住民や事業者に対して積極的に啓発を行う。

(2) ごみの減量化、資源化に関する意識啓発、情報提供の普及

方針	施策	対象	施策の内容
広報・啓発事業	地域説明会等によるコミュニケーションの充実	市町	・職員が出向いての出前講座等においてコミュニケーションの充実を図っていく。
	意識高揚を図るイベントの実施	市町	・住民の関心を高めるため、環境や資源環境に関するイベントの開催、再生事業者の工場見学等を開催する。
	引っ越しごみに対する指導	組合市町	・リサイクルショップ、廃品回収で引き取ってもらうことやリサイクル情報コーナーを活用して、ごみの有効利用を図るとともに、ごみの排出量を減らすよう構成市町と連携して指導していく。
	転入者等への啓発	市町	・転入者、外国人等に対してのごみの発生抑制分別排出等について周知を徹底する。
環境学習	学習機会の創造	市町	・環境学習やイベントを実施し、意識啓発を行う。 ・職員が出向く出前講座等により、情報提供、意識啓発、要望の把握に努める。
	子供を対象とした事業の充実	組合市町	・幼稚園・小学校を対象にした環境学習やイベントを実施する。 ・小学生を対象に、社会科学習の一環として施設見学の受け入れを行う。 ・イベント時に中学生と連携し、会場内の清掃、地域住民との交流、環境に対する意識啓発を行う。

(3) 処理施設の適正管理と整備

既存施設の運営	ごみ処理の安定化	・資源化によるごみ焼却量の削減、高カロリー化の抑制を図ると共に適正な処理体制によりごみ処理の安定化に取り組む。
	計画的な補修整備	・年度ごとのプラント修繕計画を立て、処理施設の延命化を図る
	処理体制の充実	・ごみ処理を円滑に行うため、近隣市町・組合の処理移設で緊急的における処理の相互補完を図る。